

「IDとトラスト」 (総論)

ーボタンの掛け違いを防ぐための概念及び方向性の共有ー

2022年12月1日

セコム (株) IS研究所 松本 泰

松本の自己紹介 セコム（株）IS研究所 主席研究員

- 1984年 UNIX上のビデオテックス・パソコン通信システムの開発に従事
- 1994年 各種インターネットサービスの設計、開発、運用に従事
- 1999年 サイバーセキュリティ事業の立ち上げに従事**
- 2003年-2007年 工学院大学「セキュアシステム設計技術者の育成」
- 2007年 経済産業省 商務情報政策局長表彰「情報セキュリティ促進」
- 2007年-2012年 IPA 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析
- 2011年-2012年
 - **社会保障・税に関わる番号制度 情報連携基盤技術WG 構成員**
 - **社会保障・税に関わる番号制度 社会保障分野サブWG 構成員**
- 2013年-2014年
 - 内閣官房 パーソナルデータに関する検討委員会・技術検討WG 構成員
- 2008年-2018年 JDCC 日本データセンター協会 セキュリティWGリーダー
- 2022年12月現在
 - CRYPTREC 暗号技術検討会構成員、暗号技術評価委員会 委員、暗号技術活用委員会 委員
 - **日本ネットワークセキュリティ協会 PKI相互運用技術WGリーダー**
 - 日本ネットワークセキュリティ協会 標準化部会 副部会長
 - JST/RISTEX 公私領域アドバイザー
 - QST SIP光・量子技術評価委員会委員
 - 津田塾大学総合政策学部非常勤講師（情報セキュリティ論）

サイバーセキュリティと情報プラットフォームを担当

この時期に、公開鍵暗号に基づく電子署名技術等について携る

マイナンバー制度に関する議論

2005年から、ほぼ毎年 PKI day を開催
本日は、2010年頃のスライドを引用

第一東京弁護士会総合法律研究所 IT法研究部会 共催シンポジウム
「データ戦略の課題と未来」(2019年11月27日)

データ戦略の課題と未来

データ戦略のためのITシステム
--IoTとはデータ戦略である--

データ連携が
大きなテーマ

2019年11月27日

松本 泰 セコム(株) IS研究所

出典

https://www.jlf.or.jp/assets/work/pdf/kenshu_190910_04.pdf

第一東京弁護士会総合法律研究所 | T法研究部会共催シンポジウム 「電子契約の過去・現在・未来－書面・押印・対面の見直しのための 技術と法」(2020年12月18日)

シンポジウム「電子契約の過去・現在・未来－書面・押印・対面の見直しのための技術と法」



本日の「IDとトラスト」
とも関連が深いテーマ

電子署名法の課題と未来

—Society5.0時代を支えるトラスト技術と電子署名法—

2020年12月18日
セコム (株) IS研究所 松本 泰

出典：

<https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/itsympo2020siryou5.pdf>

シンポジウム「IDとトラストの最前線」

—電子行政・ビジネスと標準・法—

Digital IDの意義

- 電子行政、私人間の電子取引等を推進するには、その基盤となるIDとトラストが重要です。デジタルの世界では、相手が目の前にいません。
- そこで、ネットの向こう側にいる方が誰であるかを確定し (Identification)、その者の属性が申告通りの内容かを確認して (verification)、IDを付与し、各取引・アクセス毎に、そのIDを利用する者がなりすましでなく本当に本人であることを認証する (authentication) 等して、IDをうまく活用することが重要です。また、本人確認 / ID認証等に際しては、信頼できる第三者を利用する等して、精度をあげることが重要です。

今回のシンポジウムでは、電子行政や、電子取引等の基礎として重要なIDとトラストをめぐる海外を含む法制度 / 標準等について取り上げると同時に、日本として目指すべき方向性、乗り越えるべき課題等について考えます。

確認することとトラストの関係

identity proofingと一般的な Authenticationの違いの理解

トラストサービスの議論

保証レベル (Assurance Level) の議論

「IDとトラスト」（総論）

--ボタンの掛け違いを防ぐための概念及び方向性の共有--

- (1). IDとトラスト
- (2). IDとトラスト
- (3). 「電子行政・ビジネスと標準・法」からみた
目指すべき方向性、乗り越えるべき課題

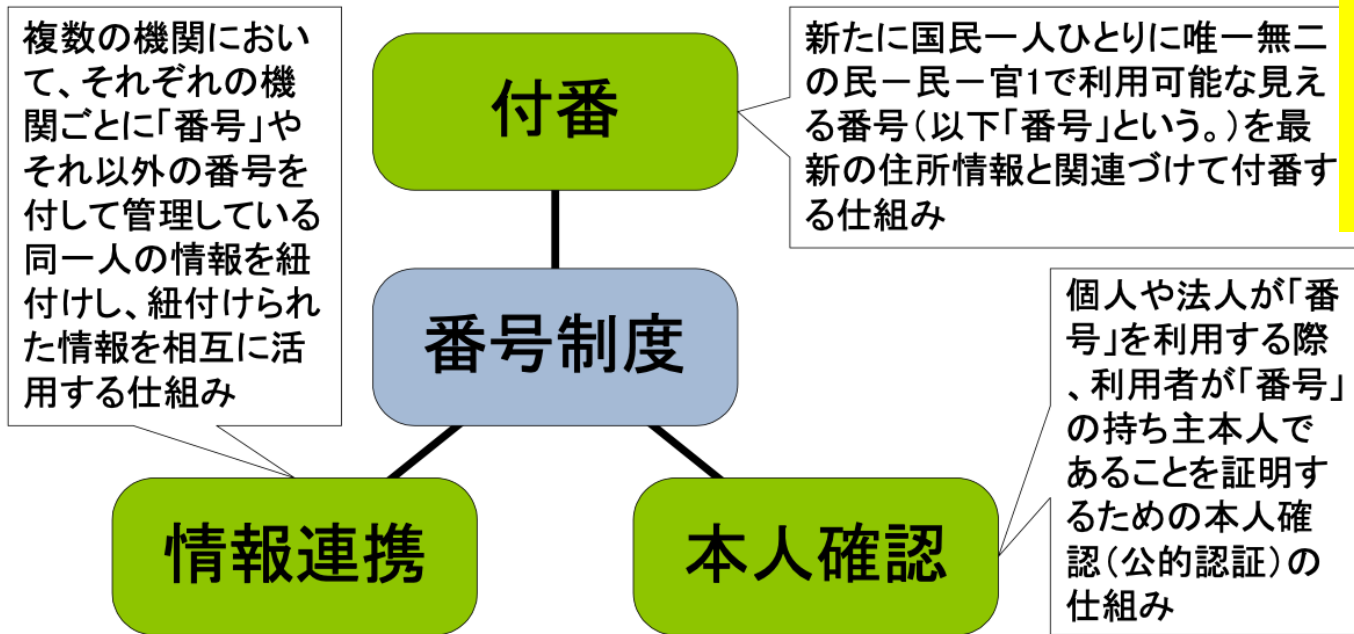
IDとトラスト

- Identifier → マイナンバーの重要性
- Identify → 属性連携、属性証明へ
- Identify Document → Digital IDへ

番号制度に必要な3つの仕組み

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針

2011年1月28日から



2011年1月28日発行
「**社会保障・税に関わる番号制度の基本方針**」

当時とってもシンプルに思えた。

PKI Day 2011
〈番号制度時代のPKI〉
2011年9月26日
https://www.jnsa.org/seminar/pki-day/2011/data/06_matsumoto.pdf

出展: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/renkei/dai1/siryou1_1.pdf より作図

5

Copyright © 2011 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

社会保障・税番号大綱で示された番号制度を構成する 3つの仕組み → 参考スライド27,28,29

そもそも「番号」
や「ID」の意味する
ところは何か？

国民一人ひとりに唯一無二の
番号を、最新の住所情報と
関連付けて付番する仕組み

「番号」を利用する際
に、利用者が「番号」
の持ち主が本人である
ことを証明する本人
確認の仕組み

IDentifier
個人番号 (マイナンバー)

付番

番号制度

情報連携

本人確認



trusted IDentify
exchange

- ・ 情報提供ネットワークシステム
- ・ 「**特定個人情報**」の定義と**制度的フレームワーク**

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐つけられた情報を活用する仕組み

クレデンシャル

IDentify credential
Identity Document

- ・ 個人番号カード (の券面、裏面)
- ・ JPKI利用者証明用証明書と署名用証明書**

**「個人番号」は証明していない

3つの仕組みから
IDの多義的な意味を
理解する？

IDentifier
IDentity
Identity Document

本人確認
IDentity Proofing
IDentity Verification

出典：
https://www.ise.com/jp/symposium/sym_160322_data/sym_20160322_matsumoto1.pdf

IDとトラスト

- トラストの概念自体が変革している
 - トラストからデジタルトラストというパラダイムシフト
- この変革におけるトラストサービスの重要性
 - 「法制度・標準（技術）」が作り出す新たなデジタル社会の形成



(a)過去



(b)現在の状況



- バーチャルな空間にも広がった人間関係
- 複雑な技術を用いたシステムへの依存
- だます技術の高度化

(c)目指す姿



不信・警戒を過度に持つことなく幅広い協力・取引・人間関係を作ることができ、デジタル化によるさまざまな可能性・恩恵がより広がる

図 1-1 デジタル社会におけるトラストの問題認識と目指す姿

出典：2022年9月 CRDS-FY2022-SP-03

デジタル社会における新たなトラスト形成

<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2022-SP-03.html>

デジタル社会における「新たなトラストの形成」のための IDとトラスト、デジタルトラスト、トラストサービスなど

戦略プロポーザル

デジタル社会における
新たなトラスト形成

STRATEGIC PROPOSAL

New Trust Formation
in the Digital Society

トラストに関する 基本的な用語の理解

- Trusted Party (TP)
被信頼者
トラストされる対象者
- Relying Party (RP)、
信頼者 (検証者)

信頼(Trust)と信頼性 (trustworthiness) の用語 の使い分け

- 信頼性 (trustworthiness)
信頼者 (RP) が被信頼者 (TP) に期待する (信頼したい) 品質・性質・能力??

*1 参考 トラストについての補足

医療の信頼(Trust)と信頼性 (trustworthiness) を支える 制度等

- 医師資格という国家資格
- 医師免許証という医師資格の証明
- 医療機関の認可制度 (開設許可)
- その他
- 医療の公平性を支える国民皆保険制度

社会的な複雑性の
縮減メカニズムでもある
制度的フレームワーク

「社会的な複雑性の縮減メカニズム」がインプットされる
→ 暗黙のトラスト(Implicit Trust)

ニクラスルーマン(*1)の言うところの「こういうこと(社会生活)が可能であるのは、我々(Relying Party)が他者や社会(Trusted Party)に対して一定の信頼をおいているからにほかならない」



既存のトラスト研究とデジタルトラスト

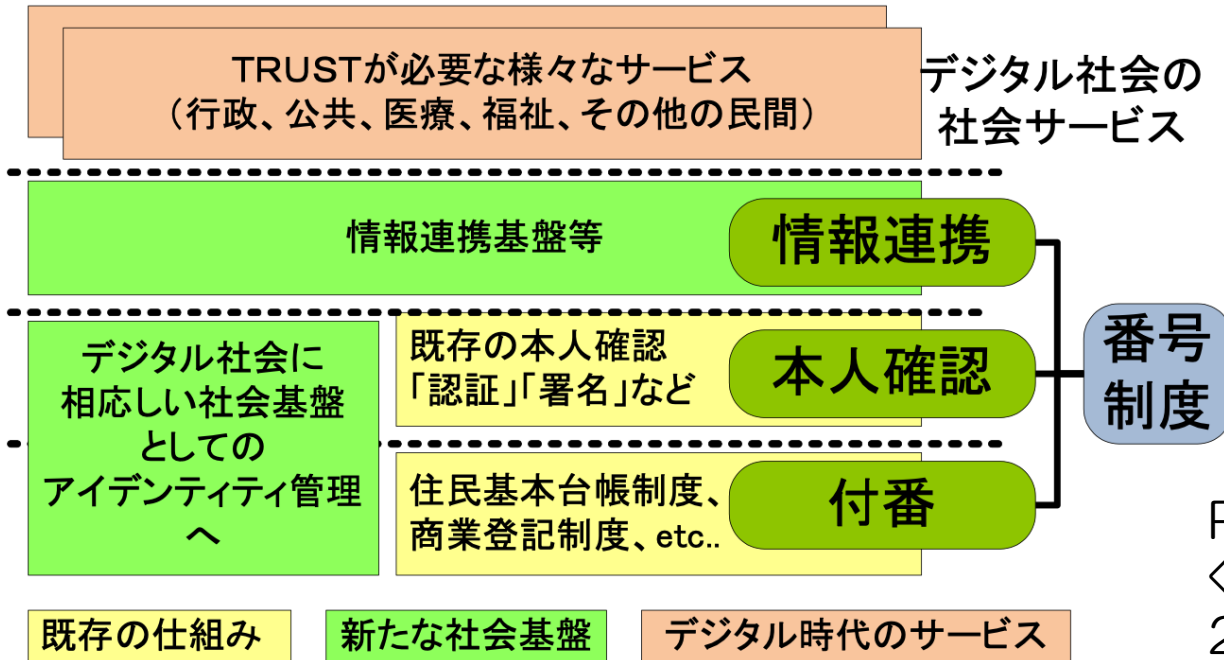
- 既存のトラスト研究（主に人文・社会学分野が多い）におけるトラスト
 - 心理学、行動経済学などにおける「能力と意図」 意図の認識に重きが置かれる
 - 人などのTrusted Party (TP) の能力や意図を、人前提のRelying Party (RP) の主観でどのように認知するのかといった研究が多い？
 - 暗黙のトラスト (Implicit Trust) → 認知バイアス？人間自体の研究 (心理学、脳科学等)
- デジタルトラスト?? -- 広義には、デジタル技術に依存する社会におけるトラスト
 - ゼロトラスト (Never trust, always verify) というパラダイムシフト
 - Never trust → 暗黙のトラスト (Implicit Trust) はしない
 - always verify → リアルタイムに検証(verification) → 明示的なトラスト (Explicit Trust)
 - デジタルトラストの方向性
 - 明示的なトラスト (Explicit Trust) → 検証(verification) することにより得られるトラスト
 - 検証(verification) のコストを激減させるための法制度／標準等の整備
 - 検証の自動化によるシステムによる自動的な処理、自律的な処理へ
- トラストサービス
 - デジタルトラストのための基盤

「電子行政・ビジネスと標準・法」からみた 目指すべき方向性、乗り越えるべき課題

- 「電子行政や、電子取引等の基礎として重要なIDとトラストをめぐる海外を含む法制度／標準等について取り上げる」
- → デジタルトラストに関わる「法制度／標準等」の課題の理解が欠かせない

目指すべき方向性???

番号制度に必要な3つの仕組み 松本の理解（拡大解釈??）



3つの仕組みをレイヤー構造に直して見た。
 下のレイヤーが上のレイヤーを支える構造。
IDとトラストは、デジタル社会における縁の下の力持ち
 → 普段意識することはない。なのでその意義も分かりにくい

PKI Day 2011
 <番号制度時代のPKI>
 2011年9月26日

6 https://www.jnsa.org/seminar/pki-day/2011/data/06_matsumoto.pdf

目指すべき方向性???

デジタル時代の
日本の社会？
効率的で、透明性があり
競争力のある社会？

目的

デジタル時代の（信
頼のための）フレー
ムワーク
→ これを如何に構築
していくのかが、本
シンポジウムの重要
なテーマ??

デジタル時代の
社会サービス

Trust が必要な様々な社会サービス

デジタル時代の
社会基盤

社会基盤としてのPKI etc...

デジタル時代の
（信頼のための）
フレームワーク



標準化

実装



法制度



デジタル時代の
要素技術

暗号技術 etc..



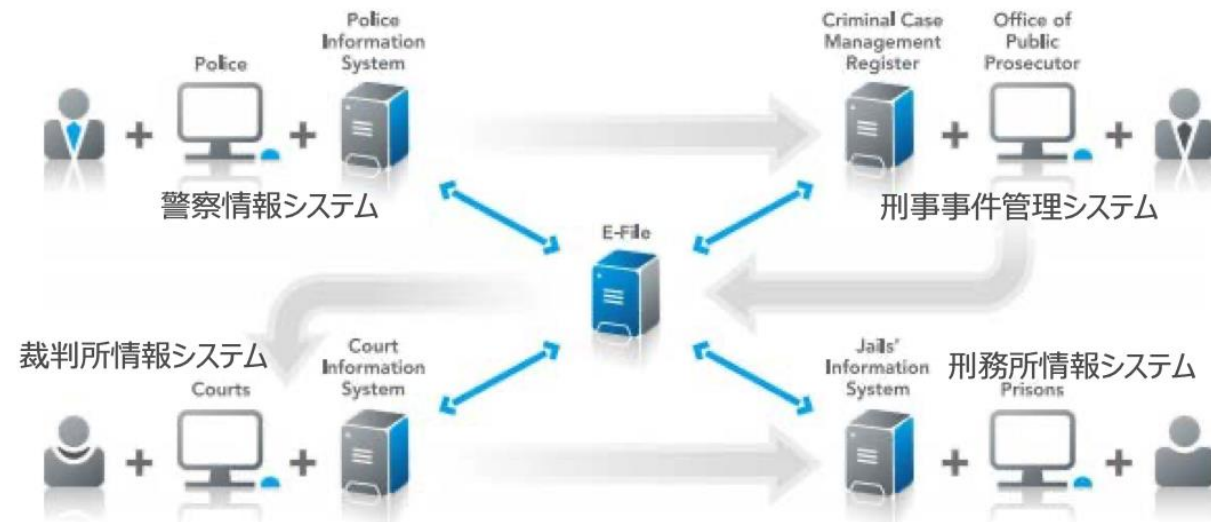
出典：PKI Day 2010
社会基盤としてのPKI
/ PKIの10年
2010年6月29日
https://www.jnsa.org/seminar/pki-day/2010/data/5_a_matsumoto.pdf

目指すべき方向性???

「IDとトラスト」をベースにした情報連携の事例
 → シンポジウム「電子契約の過去・現在・未来—書面・押印・対面の見直しのための技術と法」（2020年12月18日）この時、提示したスライド

様々な連携？ Estonian e-File system(2008年から)

出典 <https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/display/CEFDIGITAL/2019/07/29/Estonian+e-File+system>



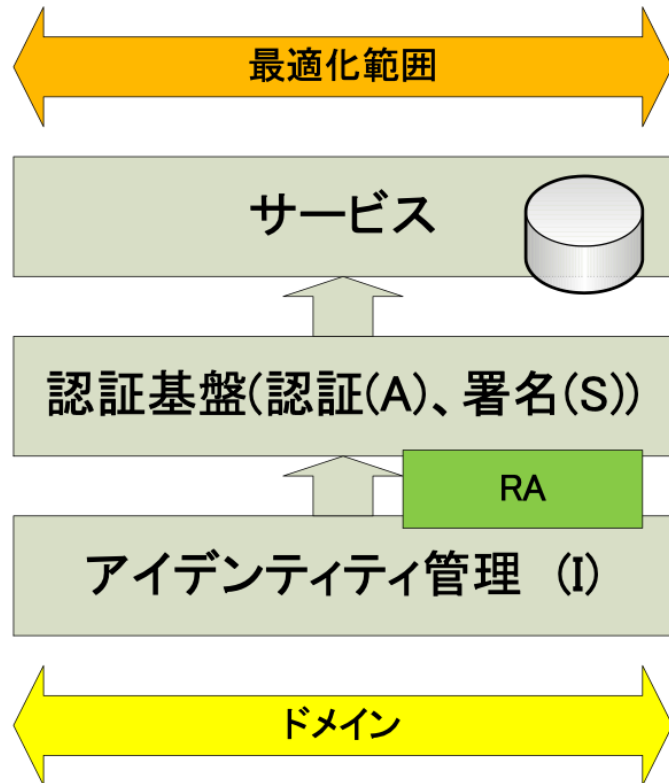
e-Fileは、訴訟の当事者とその代理人が電子的に文書を裁判所に提出し、それらに関連する訴訟の進行状況を観察できるようにするオンライン情報システムです。たとえば、ひとり親は、郡庁舎に行かなくても扶養手当を申請できます。

出典：電子署名法の課題と未来—Society5.0時代を支えるトラスト技術と電子署名法—

<https://www.ilf.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/itsympo2020siryou5.pdf>

たぶん、欧州のeIDASの目指す世界観に近い。機微な情報の共有のためには、高い保証レベルの**識別・認証 (Identification & authentication)**と資格に応じたアクセス制御が必要。そして（機微な情報を扱うための）高い透明性であり、その**高い透明性に必要なインテグリティと否認防止性**

社会基盤としてのID管理 全体最適化と社会的コスト低減



フェデレーション、マルチドメイン

Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

全体最適の範囲を意識してID管理が検討されるべき

- 世の中の動きとして、効率を上げるために最適化の範囲が、広がっている
- 全体最適を検討する上でID管理の原則がベースになるべき。

組織を越えたID管理をどう達成するかが大きな課題

- 医療、介護、看護とか。
- 官民連携を行うID管理をとうやうや達成するか？
- G2B2C
- プライバシー保護

乗り越えるべき課題

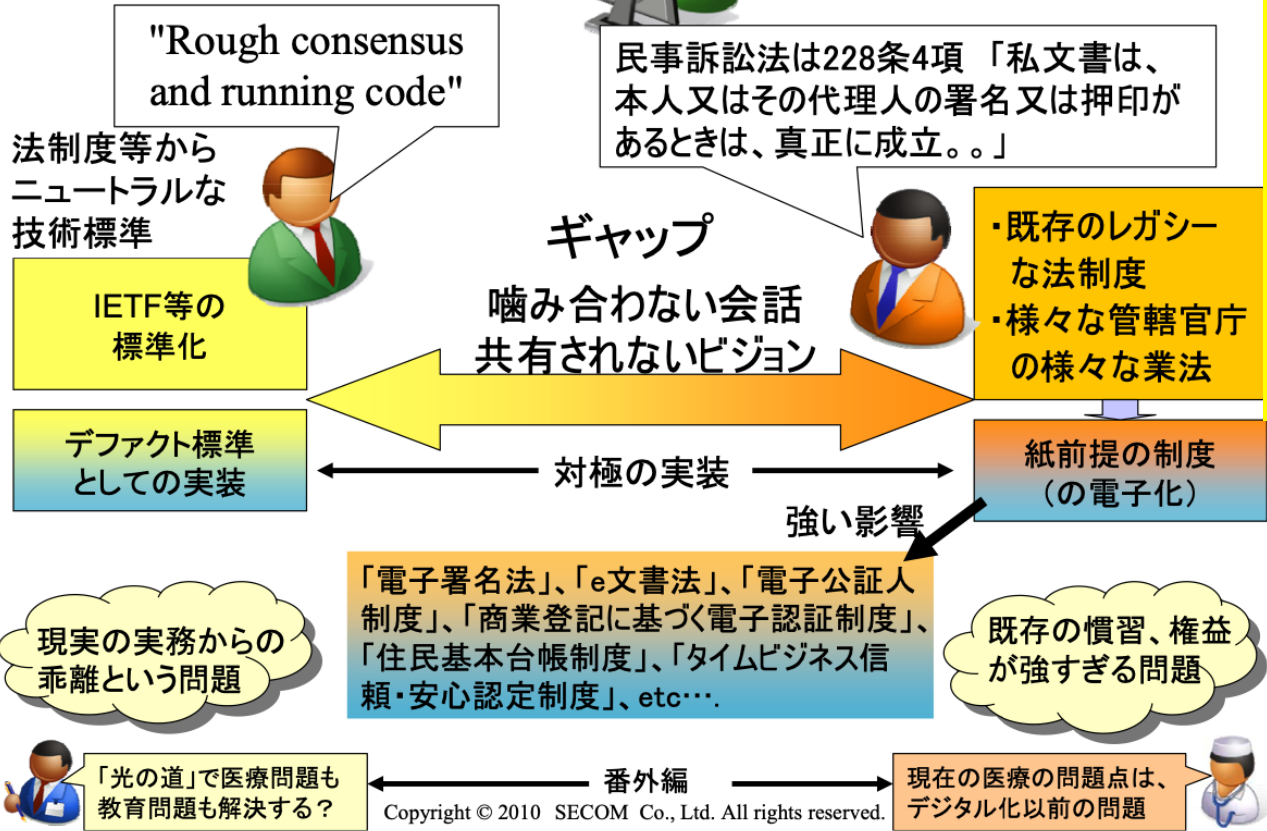
全体最適のための
法と技術の噛み合わせ

過去からの法制度のフラグメンテーションという
難題

PKI Day 2009 – 様々な分野に展開されるPKIの最新動向
「欧州の政府系PKIとID管理」
(松本)

https://www.jnsa.org/seminar/2009/0624/data/06_matsumoto.pdf

標準化と法制度の関係



乗り越えるべき課題??

噛み合わない会話
共有されないビジョン

関係者のポジショントークだけでは解消しない

出典：PKI Day 2010
社会基盤としてのPKI
/ PKIの10年
2010年6月29日
https://www.insa.org/seminar/pki-day/2010/data/5_a_matsumoto.pdf

今回のシンポジウムにおいて 理解すべきキーワードをいくつか

- 保証レベル(Assurance Level)
 - LoA(Level of Assurance)、LoA for authentication、LoA for signature ??
 - → 法制度のフラグメンテーションが全体最適を阻害している??
- FATF (The Financial Action Task Force) 勧告という(外圧??)の重要性
 - Fintech の拡大と犯罪収益移転防止法の適用範囲の拡大
 - →. 結果 最も標準化・相互運用性の確保が困難な高い LoA が国際的に可能になる方向へ
- identity proofingと一般的なAuthenticationの違いの理解
 - eKYC → Identity proofing、identity proofing policy
 - Remote Identity proofing、Remote Identification and Verification
 - 法的な本人確認のコンプライアンスをクリア → そのための法制度／標準等の噛み合わせ
 - eKYC に決定的な役割を果たす(Digital) Authoritative sources の在り方 → 政府への期待
 - マイナンバーカード・JPKI等を犯罪収益移転防止法に対応したKYC, eKYCの効果的な利用
 - 属性連携、属性証明も含めた(Digital) Authoritative sourcesの在り方
 - 様々なセクターからの検証可能(Verifiable)となるDigital ID (Digital Identity credentials)
- 「既存の社会におけるトラスト」から「デジタル社会のためのデジタルトラスト」へ
 - そのための「IDとトラスト」ではなく「Digital IDとデジタルトラスト」の理解

参考

トラストについての補足

トラストって何よー??

哲学 心理学 社会学

・ トラストについて、

- ドイツの理論社会学者であるニクラス ルーマン 1968年の著作「信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム」の中で、トラストは「社会生活の基本的な事実である。(中略)こういうこと(社会生活)が可能であるのは、我々が他者や社会に対して一定の信頼をおいているからにほかならない」
- トラストのメカニズム → 「複雑性を縮減するメカニズム」

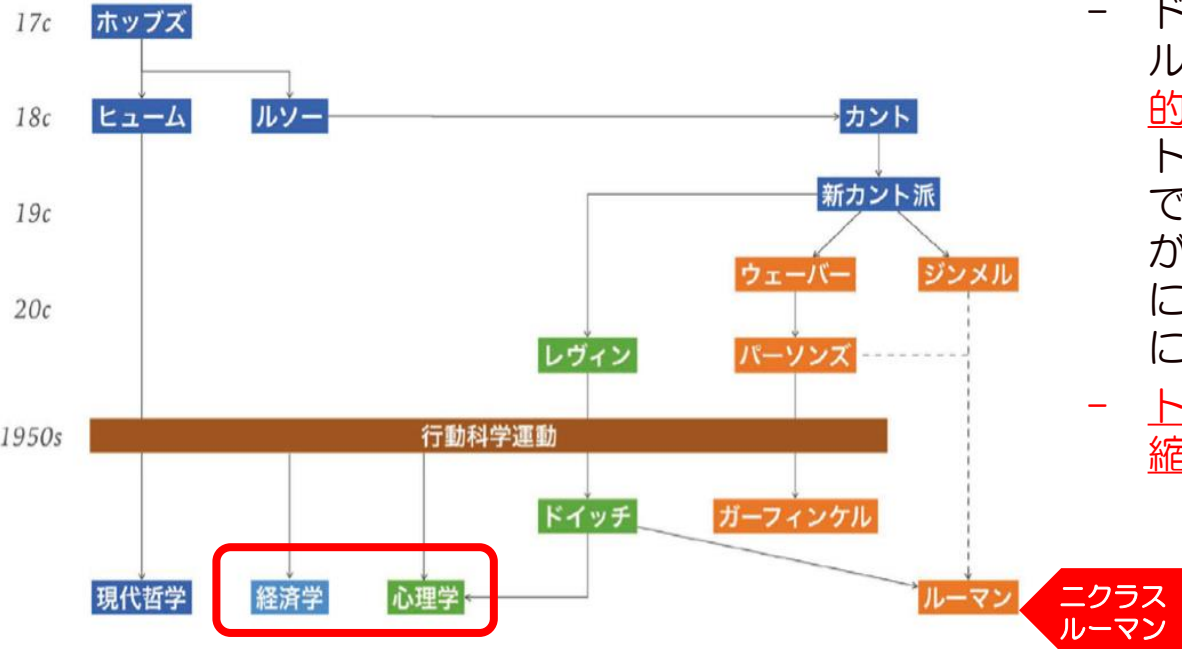


図2-1-3 信頼研究の系譜³

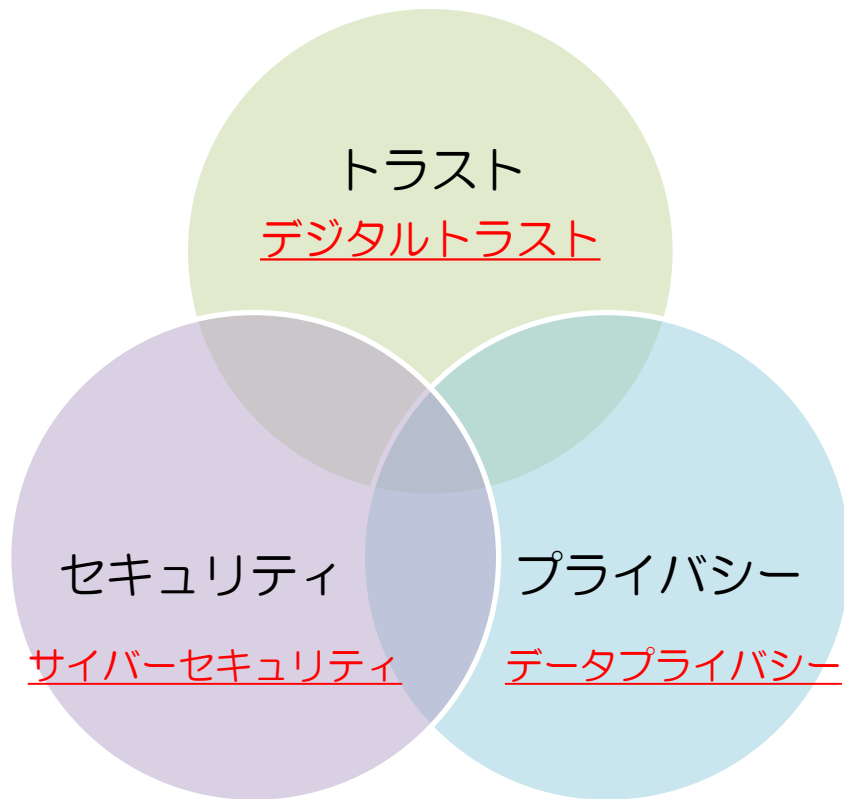
出典： 俯瞰セミナー&ワークショップ報告書
トラスト研究の潮流 ~人文・社会科学から人工知能、医療まで~ 2021年7月~10月開催
<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2021/WR/CRDS-FY2021-WR-05.pdf>



信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム
<https://www.amazon.co.jp/信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム-ニクラス・ルーマン/dp/4326651202>

Society 5.0実現のためのデジタルトラスト??

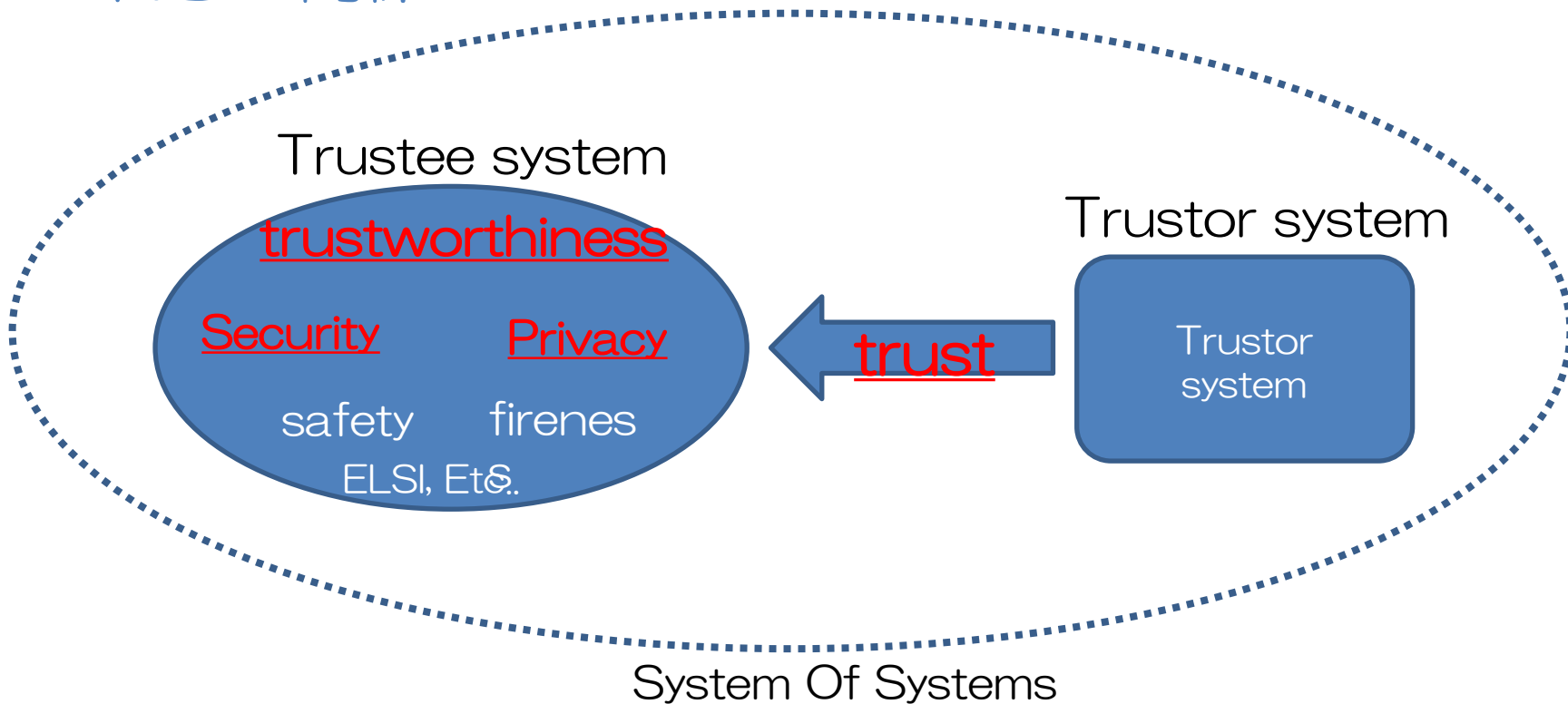
デジタル社会におけるセキュリティ・プライバシー・トラスト



- セキュリティ
 - フィジカルセキュリティと
 - サイバーセキュリティの違い
 - #守る対象などの違いからくる技術などの違い
- プライバシー
 - 古典的なプライバシー権→「一人でほっておいてもらう権利」
 - データプライバシー
 - ビッグデータの活用、個人情報保護法
- トラスト
 - 従来からのトラスト?
 - デジタルトラスト

Security, Privacy & Trust

これらの関係



(乱立する?) デジタルトラストのキーワード??

Trustの対象(TP)が遠隔の何か?クラウド上の何か複雑化、ブラックボックス化
→ Trustworthinessの議論

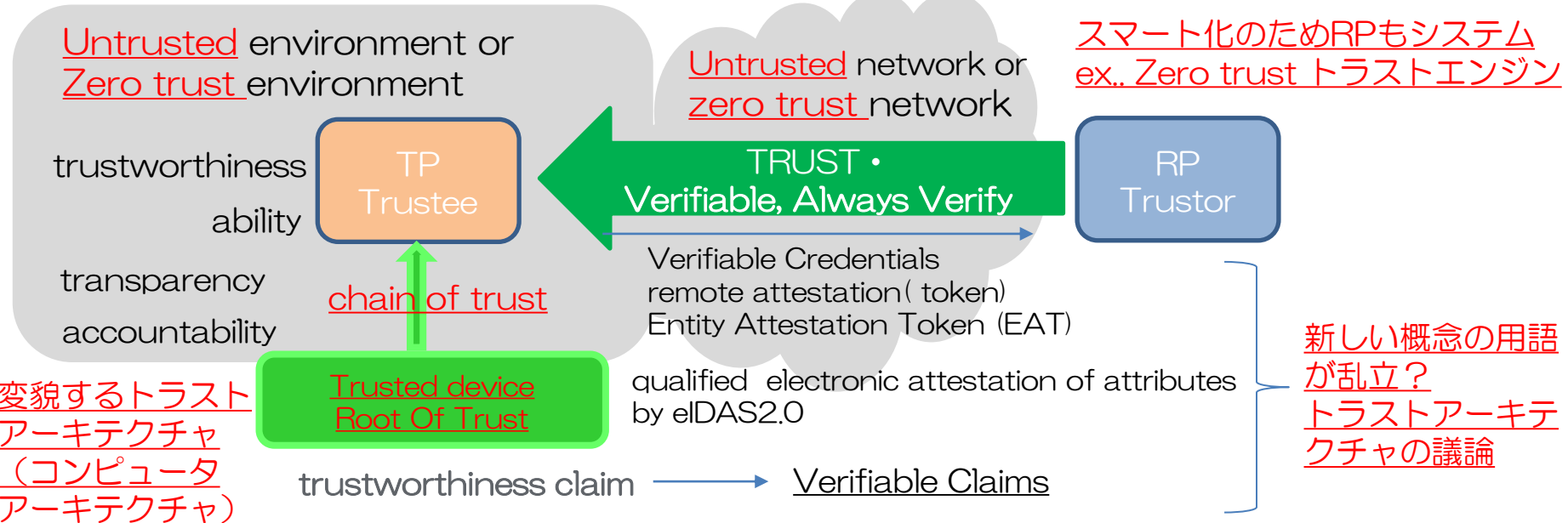
Trustworthy mechanism

TTP

trustworthy AI

zero trust architecture

書面や押印などからデジタルへ Trustworthy mechanism の技術と法制度の変革
→ トラストサービスの議論



変貌するトラストアーキテクチャ (コンピュータアーキテクチャ)

スマート化のためRPもシステム ex.. Zero trust トラストエンジン

デジタル社会全体 → トラスト・ガバナンス・フレームワークの議論?

乗り越えるべき課題の補足 フラグメンテーションと相互運用性

eIDAS前文 -- 技術標準の意味するところ

- 「欧州デジタルアジェンダ」と題した2010年8月26日の欧州委員会コミュニケーションでは、デジタル市場の細分化、相互運用性の欠如、そしてサイバー犯罪の増加を、デジタル経済の良好な循環にとって大きな障害となるものとして認定した。
 - 委員会はさらに、2010年の「Dismantling the obstacles to EU citizens' rights (EU市民に対する障害の排除)」と題したEU市民活動レポートにおいて、連合市民がデジタル単一市場や国境を越えたデジタルサービスの恩恵を受けることの妨げとなっている問題を解決することの必要性について強調した。
 - The Commission communication of 26 August 2010 entitled 'A Digital Agenda for Europe' identified the fragmentation of the digital market, the lack of interoperability and the rise in cybercrime as major obstacles to the virtuous cycle of the digital economy.
 - In its EU Citizenship Report 2010, entitled 'Dismantling the obstacles to EU citizens' rights', the Commission further highlighted the need to solve the main problems that prevent Union citizens from enjoying
- 欧州においてデジタル単一市場のためのデジタルプラットフォーム構築の障害となるのは、デジタル市場の細分化、相互運用性の欠如
 この障害を取り除くためには「トラスト」に関わる相互運用性を確保した技術標準が必要であり、更に、デジタル市場を細分化（fragmentation）させないための規則（eIDAS規則）が必要だった。
 eIDAS規則は、従来の紙台帳時代の法制度の単なるリプレースの話ではなく、デジタルプラットフォーム構築のための法制度。

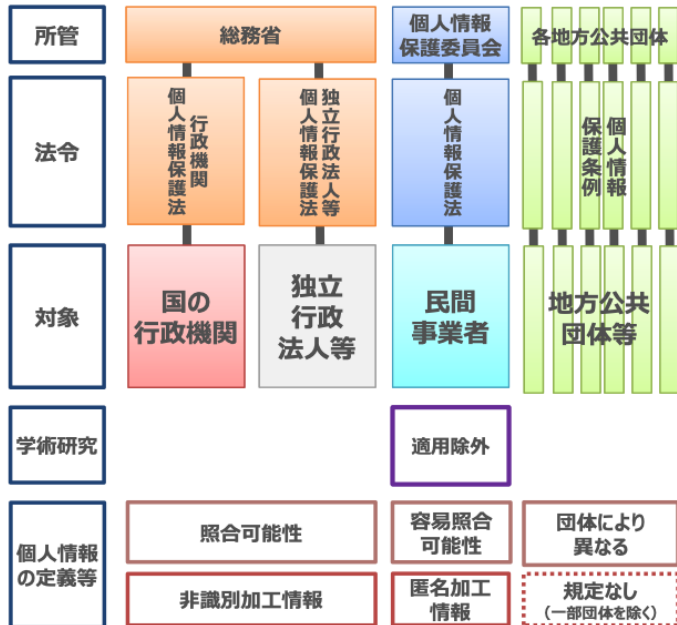
出典：

2019年 トラストサービスの調査ワークショップ
EUの技術標準（松本）

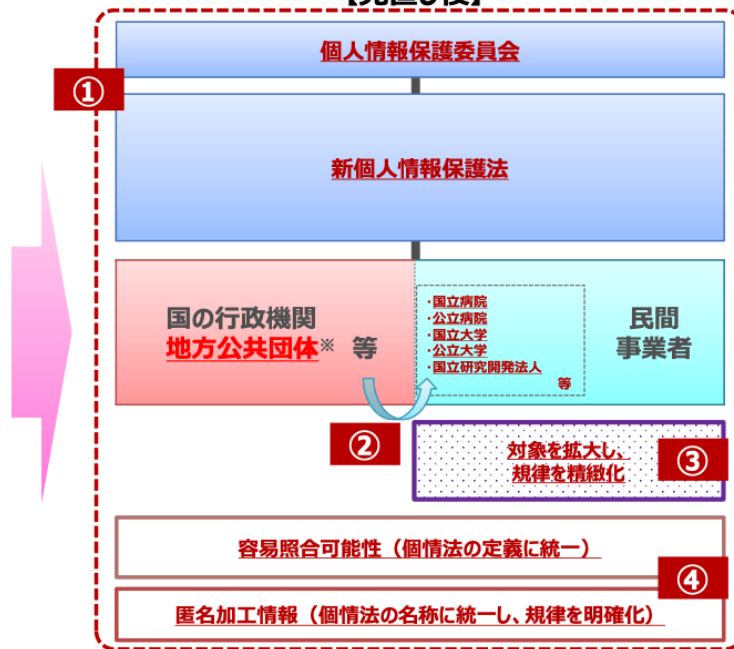
<https://itresearchart.secom.co.jp/19ws207/docs/s03.pdf>

フラグメンテーションの解消 個人情報保護法の場合

【現行】



【見直し後】



現状の「電子署名法等」の法制度は、2017年の改正個人情報保護法以前（主務大臣制時代）の状態??

出典: https://www.soumu.go.jp/main_content/000790352.pdf

フラグメンテーション -- 電子署名法とJPKIの関係

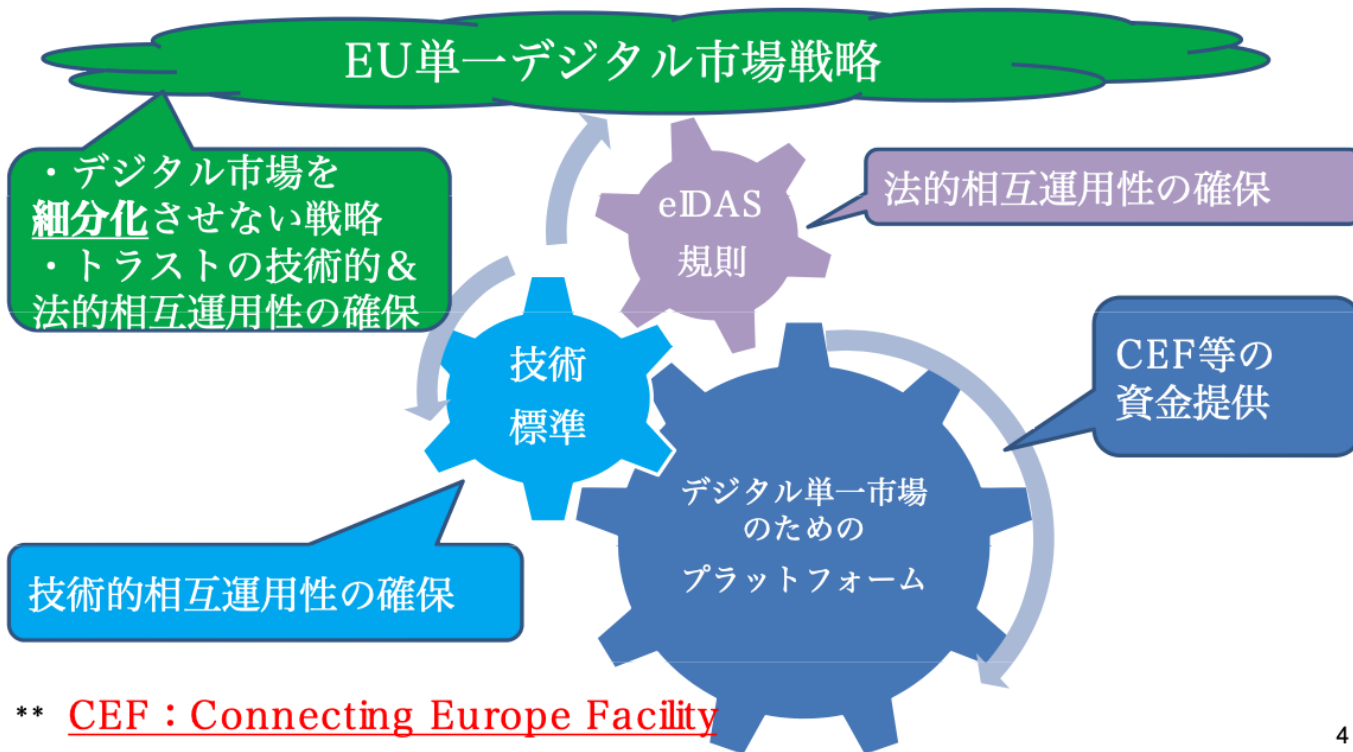
- 2001年 電子署名法
- 2002年 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
- 2003年8月 住基カード発行開始（JPKI証明書発行開始）
 - 1024bit RSA with sha1 , 電子署名用証明書
- 2013年5月 マイナンバー法成立
- 2015年12月 電子署名等に係る地方公共団体 情報システム機構 の認証業務に関する法律
- 2016年1月 マイナンバーカード 発行開始（新しいJPKI証明書発行開始）
 - 2048bit RSA with sha2 , 電子署名用証明書、 利用者証明用証明書
- 2021年9月 デジタル庁
- 2023年??
 - たぶん、JPKIの根拠となる法律は更に改正されていく
 - スマートフォン対応、
 - → 欧州の eIDAS2.0 に近づく??
 - → 電子署名法とは、乖離していく??

} 非常に似通った
法制度

乗り越えるべき課題の補足 法と技術に噛み合わせ

欧州のeIDAS規則

EUの技術標準とデジタルプラットフォームの関係



技術的相互運用性を後押しする
法的相互運用性

出典：
2019年 トラストサービスの調査ワークショップ
EUの技術標準（松本）

<https://itresearchart.securesite.jp/19ws207/docs/s03.pdf>

** CEF : Connecting Europe Facility

© 2019 SECOM CO.,LTD.

4

小回り国家エストニアの電子認証の事例

国がコンパクトで、かつ、既存の「インフラ、法制度、慣習、権益」等のしがらみが少なく中で、整備されてきたエストニアの電子認証の紹介

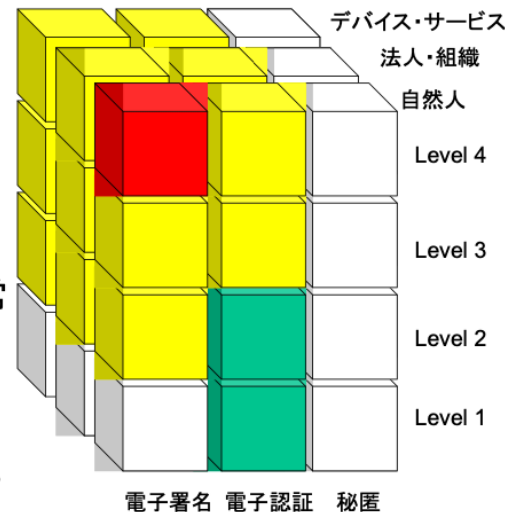
出典:

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2009/proceedings/h9/iw2009-h9-03.pdf>

情報セキュリティに関連する制度の課題

電子署名法の功罪

- 「電子署名法」の認定制度は、「**推定効**」の呪縛（および、無謬性を求める電子政府のサービス）等からリスクを許容しない非常に厳しい基準を課している。そのため、電子署名法の認定基準自体は、世の中で署名が使われるべき全ての領域に対してベストプラクティスを提供している訳ではない。
- 現状の電子署名法のカバーしている領域は、非常に狭く、各種の厳しい基準が、電子署名は使いにくい、高価、運用が難しいというイメージを与えている面がある。
 - 非常にニッチなビジネス領域の社会的なインパクトがない分野にしてしまっている。。。
- セキュリティの視点だけ追及してきたこと自体が、逆に「**TRUSTの確立**」を妨げている可能性がある。



出典：
PKI Day 2010
社会基盤としてのPKI
/ PKIの10年
2010年6月29日
https://www.jnsa.org/seminar/pki-day/2010/data/5_a_matsumoto.pdf

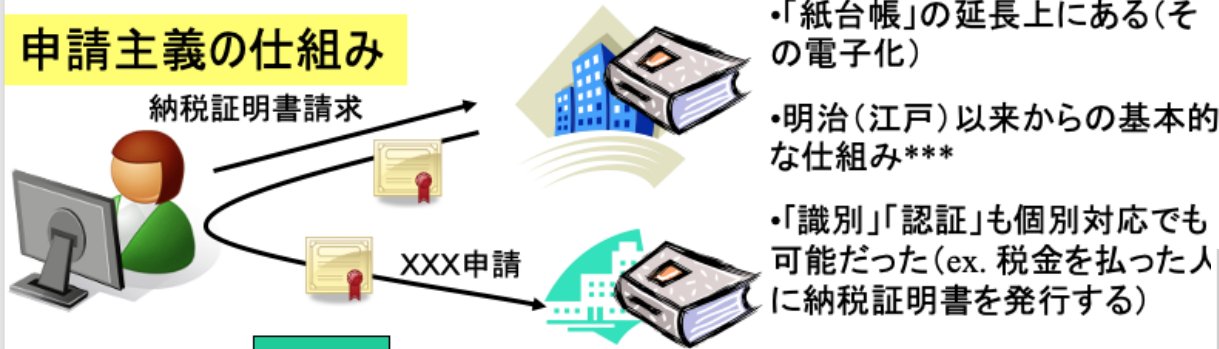
無謬性的な要求がなされた電子署名法の世界と
混沌としたビジネスのレモン市場の世界の同居??

申請主義からプッシュ型の行政サービスへ

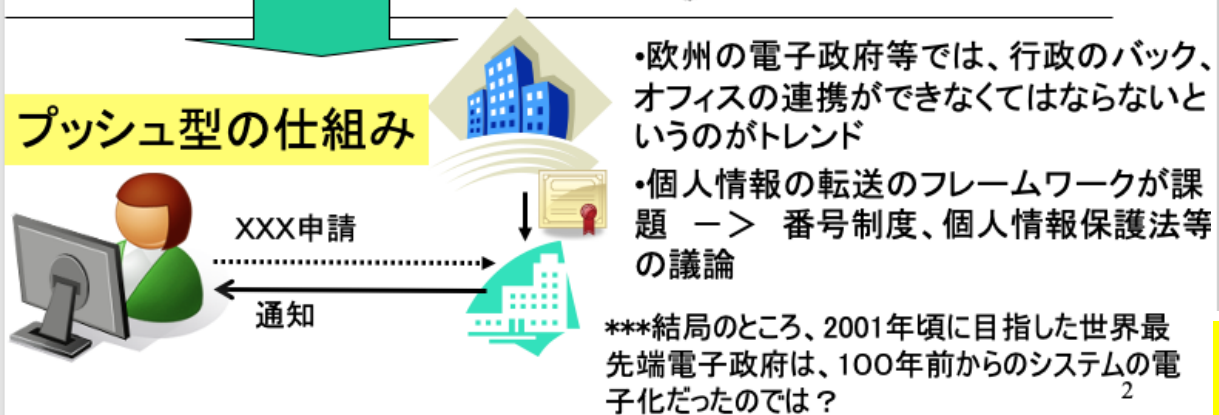


GIEシンポジウム
「国民ID制度を考える」
2010年8月26日 開催
<https://gie.sfc.keio.ac.jp/sympo100826/report.html>

申請主義の仕組み



プッシュ型の仕組み



Copyright © 2010 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

パネリスト	
崎村 夏彦 氏	(OpenID Foundation 副理事長)
座間 敏如 氏	(内閣官房 電子政府推進管理(GPMO)補佐官)
鈴木 正朝 氏	(新潟大学)
高井 崇志 氏	(民主党 衆議院議員)
高木 浩光 氏	(産業技術総合研究所)
松本 泰 氏	(セコム株式会社 IS研究所)
國領 二郎	(慶應義塾大学 総合政策学部長)
モデレータ	
折田 明子	(慶應義塾大学)

ワンスオンリー原則
(Once only principle)

江戸時代の行政サービス？

藤沢周平の「本所しぐれ町物語」に出てくる下の会話を読み替えると、現在の転出入手続と全く変わらない。

日本の個人識別には役人から役人への人別送り、あるいは申し送りのDNAが江戸時代から連綿として引継がれているようだ。

人別、あるいは人別帳
→ 住民基本台帳

人別送り
→ 転出証明書

自身番
→ 市区役所、町村役場

名主、あるいは大家
→ 市区町村長

欠落ち者
→ ???

藤沢周平「本所しぐれ町物語」

ながいこと上方へ行っていた弟の半次郎が舞い戻って来たとき、兄の新蔵は自身番書記の万平に人別のことを訊ねにくる。

「上方に行くとき大家さんに人別送りという書付けを作ってもらったはずです。

それがないと欠落ち者になる。今度は向うの名主さんの出した人別送りをこちらの自身番に届けてお前さんの人別に入れてもらうわけです。」

申請主義の仕組み

ネットワークもコンピュータもなかった時代においては、

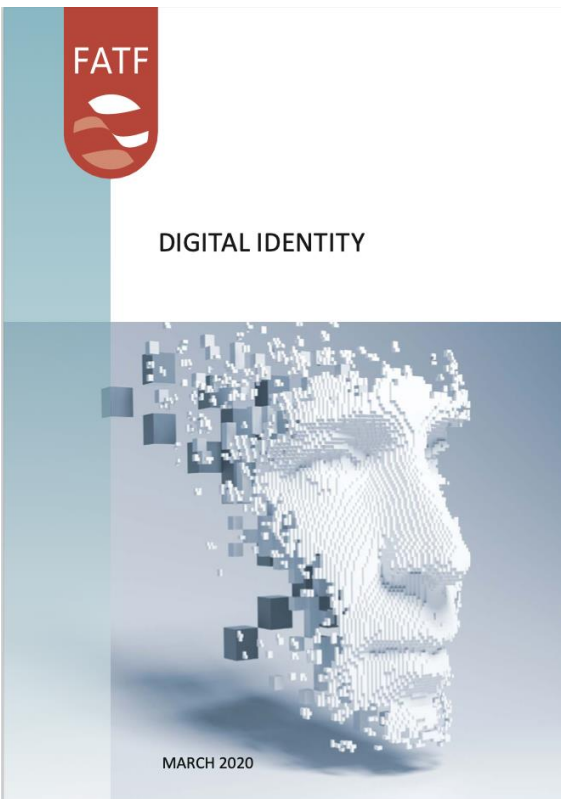
「申請主義の仕組み」は、合理的な仕組みだった。

（マイナンバーのような個人を識別する仕組みも必要なかった）

eKYCに関連した動向

FATF Digital Identity Guidance March 2020

出典：<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/Guidance-on-Digital-Identity.pdf>



- official identity 公的アイデンティティ、公的身元
- Proof of official identity 公的身元証明
- digital ID assurance frameworks デジタルID保証フレームワーク
- eIDAS Regulation eIDAS規則
- 52
 - Authoritative sources may be different in the various EU member states even in a similar context, but the eIDAS framework allows for harmonisation and cross-recognition.
- 69
 - In Europe, the eIDAS Regulation provides a framework for cross-recognition of digital ID systems.
- 74
 - In light of the evolving standards, this Guidance makes many references to the NIST digital ID Guidelines and the eIDAS framework.
 - AML/CFT authorities should work closely with counterparts in digital ID, cyber-security and other relevant agencies to identify applicable digital ID assurance frameworks and standards.

マネーロンダリング対策（anti-money laundering）として、各国が遵守すべき国際標準（FATF勧告）。そのFATFが発行するこのガイダンスは、非常に影響力がある。

ETSI TS 119 461 V1.1.1 (2021-07)

Policy and security requirements for trust service components providing identity proofing of trust service subjects

ETSI TS 119 461 V1.1.1 (2021-07)



Electronic Signatures and Infrastructures (ESI);
 Policy and security requirements for trust service components
 providing identity proofing of trust service subjects

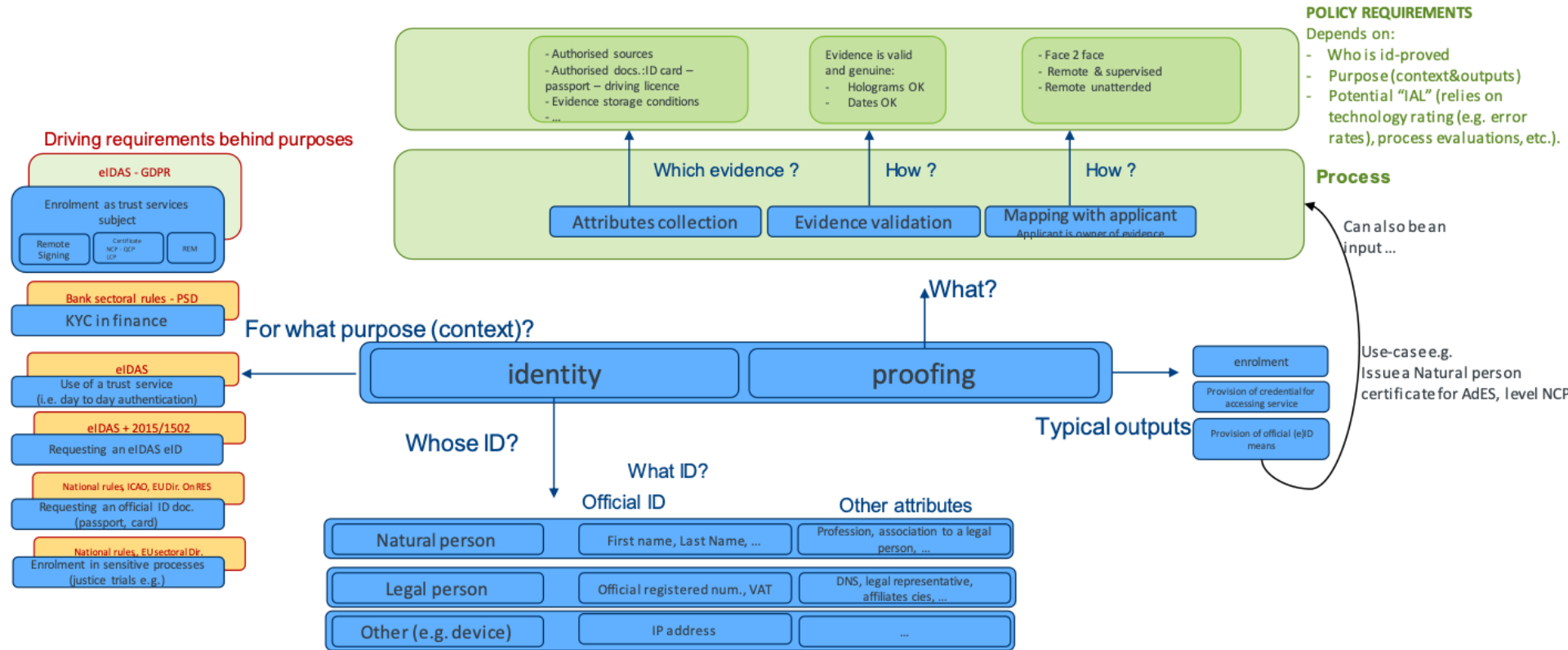
- 欧州において2014年に施行されたeIDAS規則のための identity proofing の基準で、eIDAS規則の
 - トラストサービスの
 - 「identity proofing サービスコンポーネント」
 - 「identity proofing」という新しいトラストサービスの形態
- identity proofing policy
 - 決められた保証レベル、管轄区域および適用される法律、使用目的、プロセスの説明、確認された属性、適格な証拠、記録保持期間

出典：

https://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/119400_119499/119461/01_01_01_60/ts_119461v010101p.pdf

欧州において強制力のあるeIDAS規則のためのidentity proofingの技術標準。

→ eIDAS規則範囲外でも利用されていくと考えられる



出典 : Remote Identification and Verification Methods under eIDAS

<https://www.enisa.europa.eu/events/tsforum-caday-2020/presentations/03-02-Lacroix>